

道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、自動車の型式指定制度の適正な実施を図るため、不正の手段により型式の指定を受けた場合において当該指定を取り消すことができることとするとともに、虚偽の報告等に対する罰則の強化の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 不正の手段により自動車等の型式の指定を受けたときは、国土交通大臣は当該指定を取り消すことができることとする。
- 二 自動車等の型式の指定の取消しに必要な限度において型式の指定を受けた者に対して国土交通大臣が行う報告徴収又は立入検査において、虚偽の報告をした者、検査を忌避した者等に対する罰則を強化することとする。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 四 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとする。ただし、一の改正規定等は、公布の日から施行することとする。